

船橋市学校体育施設開放事業 手引き

船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課

I 学校体育施設開放事業について

1	目的	1
2	開放施設	1
3	登録団体の要件	1
4	登録	2
5	使用者の範囲	2
6	開放日時及び優先される活動	2
7	開放しない日	2
8	使用時間	3
9	利用料金	3
10	運営形態	3
11	学校備品の使用	3
12	学校設備や備品等の破損	3
13	登録団体備品の保管場所	4
14	エアコンの使用	4
15	登録情報の公開	4

II 使用上のルール

1	共通事項	5
2	運動場のルール	5
3	体育館のルール	5
4	事故報告について	6
5	フットサル等室内サッカーの体育館使用について	6
6	鍵の紛失等について	6
7	トラブル対応及び賠償責任保険への加入について	7
8	その他のトラブルについて	7
9	使用登録団体の使用取り消しについて	7

Ⅲ 役割

【1】学校	
1 開放施設、曜日、時間帯の確認	8
2 使用上のルールの明示	8
3 登録団体等の把握	8
4 その他	8
【2】運営委員会	
1 組織・業務	9
2 役割	9
3 業務委託契約	11
4 委託料の支払い	11
5 運営委員会のメールアドレス	11
6 団体登録申請・可否決定までの流れ	12

Ⅳ 関係法令等

【規則】・・・船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則	13
【要領】・・・船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領	20

(令和6年12月作成)

I 学校体育施設開放事業について

1 目的

船橋市学校体育施設開放事業は、船橋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ活動の場として開放し、スポーツの普及振興及び市民の健康増進を目的としています。

2 開放施設

- ・市内小学校と中学校の運動場及び体育館（武道場）
- ・市立船橋高等学校のテニスコート（行田運動広場隣接）
※部活動で使用しない時間帯のみ

3 登録団体の要件

(1)年間を通じた登録団体への開放

- ①スポーツを行うことを目的としていること。
- ②市内在住・在勤・在学する10人以上で構成された団体であること。
- ③学校体育施設使用登録団体登録申請書及び登録団体員名簿を学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を経由して教育委員会に申請し登録を受けていること。

※11人以降については、市外在住の方も可。

※団体の構成員が18歳未満の場合、代表者は18歳以上の成年とし、使用時には必ず立会いが必要です。

(2)登録が認められない場合

規則第7条第3項の各号に規定されています。

- ①営利目的での使用と認められるとき。
- ②体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
- ⑤その他教育委員会が登録を不相当と認めるとき。

4 登録

- ・ 1 団体 1 校のみ（複数校への登録は不可。）
- ・ 総合型地域スポーツクラブとして複数校を使用する場合は、それぞれの学校に申請してください。
- ・ 年度ごとの登録制
※ただし、工事期間中で体育施設が使えない場合は、工事期間中に限り他の学校で登録申請が可能です。

5 使用者の範囲

- ・ 登録団体員名簿に登録されている方以外のご使用はできません（総合型地域スポーツクラブの主催事業に参加する場合を除く）
- ・ 登録団体員名簿に変更があった場合はご連絡ください。
- ・ 他のチームを呼んで練習試合等を行う場合は、別途手続きが必要となります。詳しくは、下記船橋市ホームページをご確認ください。

市ホームページ：運動場・体育館等の開放（登録団体以外の方向け）

URL: <https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p000827.html>



6 開放日時及び優先される活動

- ・ 開放する日時や種目は学校ごとに異なります。
- ・ 体育施設等の使用にあたっては、学校教育及び学校教育の延長など学校長が認めるもの（部活動、PTA 活動等）、広く地域住民を対象とした公益的な活動（選挙、防災訓練、地域行事、市が主催共催するもの）が優先されます。

7 開放しない日

年末年始、機械整備期間、学校が定めた日等。ただし、各学校と相談のうえでの使用は可能とします。

8 使用時間

1 団体 1 回につき 3 時間以内（規則第 6 条）

※空きがあれば 3 時間以上の使用も認めますが、新規団体からの使用希望がありましたら、優先的に譲ることとしてください。

9 利用料金

無料

10 運営形態

- ・各学校に設置する運営委員会が、規則及び要領に基づき、学校体育施設開放に関する団体の使用調整や指導、連絡等を学校と協議しながら行います。
- ・運営委員会の構成員（要領 2 条）
 - ①開放校の教育職員
 - ②開放校の保護者
 - ③開放校の地域に属するスポーツ推進委員
 - ④開放校の使用登録団体代表者
 - ⑤その他教育委員会が必要と認める者

11 学校備品の使用

- ・団体活動の際に使用する物品等につきましては、基本的に各登録団体でご用意いただく必要があります。
- ・事前に学校の許可を得た場合に限り、ボールやマット、得点版等の学校備品を使用することが可能です。無断で使用する事はできません。
- ・学校備品を使用する場合につきましては、丁寧に扱い、使用後は必ず用具の片付けと清掃を行うなど適切に使用してください。

12 学校設備や備品等の破損

登録団体による破損・故障

- ・学校設備や備品等の破損や故障が生じた場合は、速やかに学校と運営委員会へ連絡をしてください。
- ・登録団体で事故報告書を作成し、運営委員会会長を経由して生涯スポーツ課にご提出ください。

- ・登録団体の活動時に学校備品等を破損した場合、修繕等にかかる費用は原則、登録団体が負担することとなります。
- ・破損等により学校の授業や部活動に支障をきたす恐れがあるため、日頃から適切な使用をお願いします。

📄 詳しくはP.6「4 事故報告について」参照

○団体負担の事例

- ・水道管にボールが当たり破損
- ・大型冷風機に接触し倒れた際に羽が破損
- ・チェーンを強く引っ張り、バスケットゴールの上げ下げができなくなった

○公費負担の事例

- ・団体が適切に使用していた際の、老朽化のための破損

13 登録団体備品の保管場所

登録団体が購入した備品について、学校に保管を希望される場合は、必ず事前に学校の許可を取ってください。無断で学校に保管することはできません。

14 エアコンの使用 ※

- ・体育館等のエアコンを使用する際は、船橋市立学校体育施設開放空調設備運用指針に基づき、適正に使用してください。
- ・各学校に設置しております、【開放団体用】空調設備使用報告書に、使用実績を活動ごとに記入してください。
- ・責任者は、団体活動終了後に、エアコンの切り忘れがないか必ず確認してください。

※小学校においては令和6年度から7年度にかけて順次設置予定

15 登録情報の公開

- ・登録団体一覧、各学校の空き状況一覧を年度途中での団体登録を希望される方のために市ホームページに掲載いたします。
- ・登録団体の内容に変更（団体員の変更等）が生じた場合には、必ず運営委員会へ連絡してください。運営委員会は変更内容を学校、生涯スポーツ課に連絡してください。

Ⅱ 使用上のルール

1 共通事項

- ・登録した目的以外での使用はできません。
- ・学校敷地内は禁煙です。(学校周辺での路上喫煙もご遠慮ください)
- ・スポーツ保険等に加入することを強くお勧めします。
- ・早朝(午前9時まで)や夜間などの静かな時間帯は音が響くため、話声や音には十分配慮の上活動してください。
- ・学校敷地内での飲食は、水分補給を除き禁止です。
- ・学校敷地内への車両の乗り入れは、決められた場所にしてください。
- ・使用後は必ず用具の片付けと清掃を行ってください。
- ・その他、学校及び運営委員会の指示に従ってください。

2 運動場のルール

- ・運動場のフェンス等をボールが越えるような使い方はしないでください。
万一、私有地等にボールが入ってしまった際には、その日のうちに必ず住民の方に謝罪の上、今後同様のことが無いよう再発防止に努めてください。
- ・運動場を使用する際は、砂ぼこりが立たないように水撒きをしてください。
- ・使用後はトンボ掛けを行ってください。

3 体育館のルール

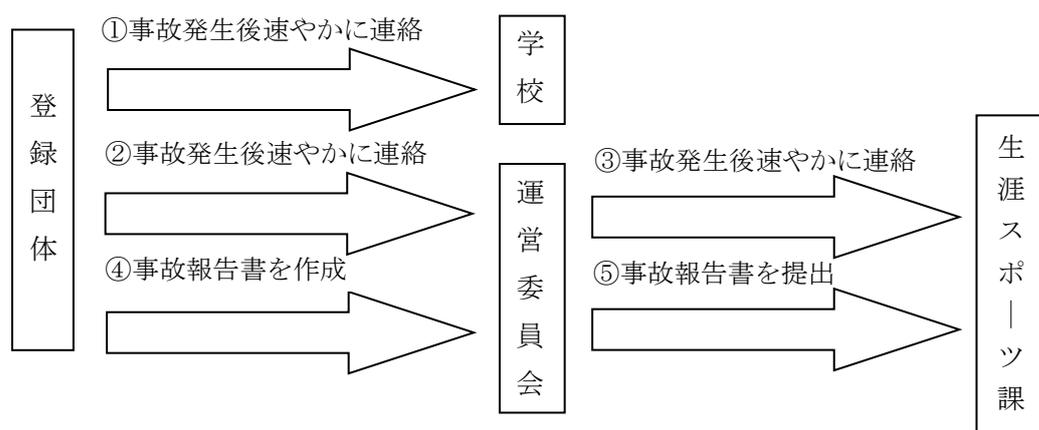
- ・戸締り、消灯、エアコンの停止やアラームセット等を徹底してください。
- ・体育館の終了時間は午後9時厳守です。それまでに後片付け等を済ませた上で学校を出てください。
- ・屋内専用シューズ・器具等を使ってください。(スパイク等の屋外シューズは使用禁止)
- ・床や壁等を傷付けるような使い方はしないでください。
- ・床は消毒液の付着により損傷してしまうため、消毒液の飛散に注意し設置場所に配慮してください。
- ・床面にテープを貼ることは禁止です。テープを剥がす際に表面の保護層が剥がれ、水分が吸収されやすいため、養生テープなどの粘着力が弱いものでも剥がれる可能性があるため禁止です。

- ・高所のカーテンや窓の開閉のためのスペースに、手すりが設置されていない学校では当該スペースに上がることを禁止します。
- ・使用後はモップ掛けを行ってください。

4 事故報告について

- ・事故とは、施設破損等の物損事故だけでなく、使用者の怪我等の人身事故も含まれます。
- ①②体育施設等の使用時に事故が発生した場合には、速やかに学校と運営委員会へ連絡をしてください。
- ③運営委員会は、速やかに生涯スポーツ課へ連絡してください。
- ④登録団体は事故報告書を作成し、運営委員会会長へ提出してください。
- ⑤運営委員会会長は事故報告書を生涯スポーツ課へ提出してください。
- ・事故報告書の書式につきましては、市ホームページに掲載しています。

<手続きの流れ>



5 フットサル等室内サッカーの体育館使用について

- ・体育館の老朽化及び床や壁等の損傷防止のため、新規の受付は中止しています。
- ・既存の団体につきましては、壁等に向かってボールを蹴る行為や、屋外シューズを使用することのないようお願いします。

6 鍵の紛失等について

- ・体育館の鍵やアラームキー等については、絶対に紛失・破損等することのないようご注意ください。

- ・万が一紛失された場合は、直ちに学校に相談の上、指示を仰ぐようお願いいたします。
- ・学校側の判断により運営委員会で鍵を複製することもできますが、複製にかかる費用は原則、団体負担となります。
- ・防犯上の理由から、学校側の判断により鍵やアラームキーの交換をする場合もあります。その際にかかる費用は原則、団体が負担することとなります。

7 トラブル対応及び賠償責任保険への加入について

- ・体育施設等使用中に近隣住民等から苦情があった場合は、団体代表者が誠意を持って対応してください。また、概要を運営委員会会長及び学校に連絡してください。
- ・使用後に学校へ苦情があった場合は、学校より運営委員会会長に連絡し、運営委員会が苦情対応をしてください。その後、対応状況を学校に報告してください。
- ・ボールの飛び込み等で発生した物損事故によるトラブルの報告も増えていきます。私有地等にボールが入ってしまった際には、その日のうちに必ず住民の方々に謝罪のうえ再発防止に努めてください。
- ・物損事故により他人の物を壊した場合、法律上の損害賠償責任を負う場合もあるため、スポーツ保険等の賠償責任保険への加入を強くお勧めします。
- ・運営委員会内で解決できない場合は、生涯スポーツ課へ連絡してください。

8 その他のトラブルについて

学校外に車や自転車等を停めることは出来ません。近隣店舗また路上への駐車は絶対におやめください。学校敷地内に停める場合は、学校の指示に従ってください。

9 使用登録団体の使用取り消しについて

規則第10条の規定及び本手引きに記載されている事項が遵守されず、再三の指導にも関わらず改善が見られない場合には、使用の取り消し等の対応を取らせていただきます。

Ⅲ 役割

【1】学校

1 開放施設、曜日、時間帯の確認

- ・毎年度、学校は、開放施設や曜日、時間帯等を運営委員会に示します。
- ・例年8月頃に、生涯スポーツ課から次年度の開放施設や曜日、時間帯等についての学校体育施設開放事業調査を行います。

2 使用上のルールの明示

- ・各学校における体育施設等の使用上のルールがある場合は、学校教育に支障が生じないように、あらかじめ運営委員会に対して明示してください。
- ・使用団体がルール等を守らない場合、現状確認のうえ、生涯スポーツ課にご報告ください。

3 登録団体等の把握

運営委員会から学校及び生涯スポーツ課に、学校体育施設使用登録団体登録申請書及び登録団体員名簿、週間使用表が提出されますので、登録団体の使用状況の把握に努めてください。

4 その他

(1)安全確保

学校ごとに施設状況を判断し、必要がある場合は種目の制限を行ってください。

(2)学校備品の使用

登録団体が学校備品の使用を希望する場合には、学校教育に支障のない範囲内でご対応いただき、事故防止のため、あらかじめ、学校と運営委員会の双方で、貸与する学校備品の種類、状態、保管場所等を確認してください。

(3)学校施設や学校備品の破損への対応

- ・登録団体の活動時に学校備品等を破損した場合（経年劣化や老朽化による破損を除く）修繕等にかかる費用は原則、登録団体が負担することとなります。
- ・公費で購入した学校開放用の備品についての経年劣化や老朽化による修理や交換に係る費用は、公費での対応となります。予算に限りがあるため、登録

団体の要望に応えられない場合があります。

(4) 登録希望団体からの問い合わせについて

新たに登録を希望する団体から問い合わせがあった場合は、船橋市ホームページ（学校体育施設の開放）をご案内してください。手続き方法等について掲載しています。

【2】運営委員会

1 組織・業務

(1) 運営委員会は学校、保護者、使用登録団体代表者等により構成します。

(2) 運営委員会の業務は、次のとおりとします。

- ①登録団体に対する指導、連絡
- ②体育施設等の管理・運営及び事故防止
- ③登録団体の使用調整
- ④実施状況報告
- ⑤空調設備利用状況報告
- ⑥学校体育施設使用登録団体登録申請の受付
- ⑦教育委員会から発行された可否決定通知書の交付
- ⑧事故報告
- ⑨学校、登録団体、生涯スポーツ課との連絡調整
- ⑩その他会の運営

(3) 運営委員会の委員の任期は、1年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

2 役割

(1) 船橋市から通知される登録団体全体に関わることを、各団体に連絡してください。

(2) 登録団体への使用上ルールの周知徹底

運営委員会会長は、各登録団体に対し、団体に可否決定通知書を交付する際に使用上のルール遵守の周知徹底を図ってください。

(3) 運営委員会会議の開催

(4) 体育施設等の使用調整

学校開放の登録団体の件数は年々増えておりますが、特定の団体に偏ることがなく、多くの新規団体が活動できるよう公平な調整を行ってください。

(5) 団体使用時の安全管理

運営委員会は体育施設等の使用にあたり、鍵の管理や安全上の問題等への対応が必要となります。

本手引き「Ⅱ 使用上のルール」について登録団体への周知徹底をお願いいたします。

① 鍵の管理の徹底

各運営委員会で鍵の管理が異なりますが、学校施設の安全管理を徹底してください。学校側の判断により運営委員会で鍵を複製することもできますが、紛失事故等を防ぐため、学校との協議のもと厳重な管理体制の確立をお願いします。

② 緊急時の連絡体制と事故報告

緊急時に備え、あらかじめ緊急連絡網を作成するなど対策をしてください。緊急事態が発生した場合には、速やかに生涯スポーツ課及び学校へ報告することを徹底するとともに、発生時の情報を収集し、記録してください。

(6) 提出書類

① 年度当初（生涯スポーツ課及び学校に提出）

学校体育施設使用登録団体登録申請、運営委員会名簿、学校体育施設週間使用表

② 半期ごと（生涯スポーツ課に提出）

実施状況報告書、空調設備利用状況報告書

③ 随時（生涯スポーツ課及び学校に提出）

年度途中の登録「学校体育施設使用登録団体登録申請」（毎月15日ㄨ）
その他、登録団体情報変更の書類

(7) 団体登録希望者の対応

学校体育施設等の使用について生涯スポーツ課や学校に問い合わせがあった際は、市ホームページに掲載している運営委員会のメールアドレスまたは、生涯スポーツ課にご提出いただいている電話番号を案内しますので、ご対応をお願いします。

(8) 苦情対応

学校や生涯スポーツ課に近隣住民等から苦情が入りましたら、運営委員会会長に内容をお伝えしますので、該当する団体に対して指導を行ってください。

3 業務委託契約

- ・年度ごとに各運営委員会と開放運営業務委託契約をしています。
- ・会長が変更となった場合は、通帳の解約はせずに銀行で代表者名の変更を行ってください。その後の手続きについては生涯スポーツ課からご案内します。

4 委託料の支払い

- ・業務委託料として、各運営委員会へ年間12,000円をお支払いしています。
- ・委託料は、会議費、通信費、文具費、コピー代等を想定していますので、適切な管理をお願いします。

5 運営委員会のメールアドレス

○市からの連絡用

- ・市から各運営委員会へ一斉にお知らせする通知等については、メールで行っております。必ずしも会長のメールアドレスである必要はありません。

○市ホームページ公開用

- ・登録希望者からの問い合わせに対応するため、市ホームページに公開可能な運営委員会のメールアドレスの取得をご検討ください。
- ・個人のメールアドレスである必要はありません。(GmailやYahooメール等のフリーメールアドレスを取得する等)

※いずれの場合も、年度途中で変更等があった場合には、必ず生涯スポーツ課に連絡してください

6 団体登録申請・可否決定までの流れ

①登録希望団体

市ホームページ等で空き状況を確認し、掲載されている希望する学校の運営委員会のメールアドレスまで問い合わせる。

※メールアドレスがない場合は、生涯スポーツ課にて運営委員会の電話番号を伝えます。



②運営委員会

希望のあった曜日、時間等帯が使用可能かどうか調整を行う。

登録希望団体に学校体育施設使用登録団体登録申請書及び登録団体員名簿の提出を依頼する。

※1団体1校まで。

※工事期間中で体育施設が使えない場合は、工事期間中に限り他の学校で登録申請が可能



③運営委員会

調整後、提出された学校体育施設使用登録団体登録申請書及び登録団体員名簿、週間使用表を学校及び生涯スポーツ課へ提出。

※毎月15日までに提出したものについて、翌月1日から利用開始

※年度途中の申請は12月15日まで



④教育委員会

申請内容を精査し、可否決定通知書を発行のうえ、運営委員会会長へ送付。



⑤運営委員会

教育委員会から発行された可否決定通知書を登録団体に交付し、学校体育施設使用のルール等の説明を行う。

IV 関係法令等

1 船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

○船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

平成20年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成22年2月23日教委規則第2号

平成24年6月22日教委規則第14号

平成28年3月31日教委規則第6号

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

(平28教委規則6・改称)

船橋市教育委員会は、船橋市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則(昭和55年教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、船橋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

(以下「学校」という。)の体育施設及びプールを学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ活動の場として開放し、もってスポーツの普及振興及び市民の健康増進に資することを目的とする。

(平28教委規則6・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体育施設 運動場及び体育館(いずれも附属設備及び備品を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 開放校 体育施設を開放する学校をいう。
- (3) 登録団体 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者が、スポーツを行うことを目的として組織する10人以上の団体で、船橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に登録されたものをいう。ただし、構成員が未成年者の団体にあつては、代表者は成年とし、使用時に立ち会わなければならない。

(平24教委規則14・平28教委規則6・一部改正)

(使用者の範囲)

第3条 体育施設については団体による使用とし、プールについては小学生以上の個人による使用とする。

(平28教委規則6・一部改正)

(開放校の指定等)

第4条 教育委員会は、毎年度スポーツ活動の場として開放校を指定する。

2 教育委員会は、プール開放に関しては、管理運営上、必要な措置を講ずることができる。

(運営委員会)

第5条 開放校の体育施設の効果的な使用を図るため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、当該開放校に係る体育施設使用の企画及び運営並びに体育施設の管理及び事故防止にあたる。

(平24教委規則14・一部改正)

(開放日時)

第6条 開放校の体育施設の開放日時は、開放校ごとに定め、使用時間は、1団体1回につき3時間以内とする。

2 体育館の使用終了時刻は、午後9時とする。

3 プールの開放日時は、毎年度学校ごとに定める。

4 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開放日時を変更し、又は開放を中止することができる。

(登録等)

第7条 開放校の登録団体として登録しようとする団体の代表者は、学校体育施設使用登録団体登録申請書（第1号様式）に登録団体員名簿（第2号様式）を添えて、当該開放校の運営委員会を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、登録は一団体につき1校のみとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を学校体育施設使用登録団体登録可否決定通知書（第3号様式。以下「可否決定通知書」という。）により、当該団体の代表者に通知する。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を認めないものとする。

(1) 営利目的での使用と認められるとき。

(2) 体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

(5) その他教育委員会が登録を不相当と認めるとき。

4 登録団体としての有効期間は、登録された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(平24教委規則14・平28教委規則6・一部改正)

(使用の調整)

第8条 前条により登録された団体は、運営委員会の調整に基づき、有効期間内において体育施設を定期的に変更できるものとする。

2 登録団体の代表者は、体育施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を運営委員会に届出なければならない。

(遵守事項)

第9条 登録団体は、体育施設を使用するにあたり、運営委員会の指示に従うほか、可否決定通知書に記載された使用にあたっての遵守事項を守らなければならない。

(使用の取消等)

第10条 教育委員会は、登録団体が体育施設を使用するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は中止させることができる。

(1) この規則の規定又は使用にあたっての遵守事項に違反したとき。

(2) 第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(平24教委規則14・一部改正)

(適用除外)

第11条 学校の体育施設の開放のうち運動場の夜間照明灯の使用を伴うものについては、この規則の規定にかかわらず、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例（昭和57年船橋市条例第31号）の定めるところによる。

(平28教委規則6・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月23日教委規則第2号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日教委規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「通勤」を「通勤し」に改める部分に限る。）、第7条第2項の改正規定（「を受理した」を「があつた」に改める部分に限る。）及び第10条の改正規定（「各号」の次に「のいずれか」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項ただし書の規定は、平成25年度以後の体育施設及びプールの使用に係る団体の登録について適用し、平成24年度の体育施設及び

プールの使用に係る団体の登録については、なお従前の例による。

- 3 平成24年7月1日前に改正前の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月31日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

学校体育施設使用登録団体登録申請書

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

下記のとおり登録申請します。

学校名	
ふりがな 団体の名称	
代表者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	
緊急連絡先	(氏名) (TEL) (メールアドレス)

団体の活動内容等についてご記入ください。

- ①団体の構成員について ()人
 内訳：小学生()人 中学生()人 高校生()人
 大学生()人 一般 ()人
- ②使用希望施設に○を付けてください。 運動場 ・ 体育館
- ③主な活動種目に1つだけ○を付けてください。
 a 野球 b バレーボール c ソフトボール d バドミントン e 卓球
 f 空手 g サッカー h グラウンドゴルフ
 i バスケット j テニス k その他()
- ④活動の目的は何ですか。1つだけ○を付けてください。
 a 競技力の向上 b 健康維持・増進 c 仲間とのコミュニケーション
- ⑤スポーツ傷害保険に加入していますか。該当する方に○を付けてください。
 有(保険名) ・ 無

他者からの入会希望等の問い合わせがあった場合	問い合わせ 可 ・ 不可
教えてよい連絡先	氏名
	TEL

第2号様式

No. _____

登 録 団 体 員 名 簿

団体名 _____

番号	氏 名	年 齢	在住・在勤・在学	住所 (在住の方は町名まで 在勤の方は通勤先の市内町名まで 在学の方は学校名を記入)	備 考
1			在住・在勤・在学		
2			在住・在勤・在学		
3			在住・在勤・在学		
4			在住・在勤・在学		
5			在住・在勤・在学		
6			在住・在勤・在学		
7			在住・在勤・在学		
8			在住・在勤・在学		
9			在住・在勤・在学		
10			在住・在勤・在学		
11			在住・在勤・在学		
12			在住・在勤・在学		
13			在住・在勤・在学		
14			在住・在勤・在学		
15			在住・在勤・在学		
16			在住・在勤・在学		
17			在住・在勤・在学		
18			在住・在勤・在学		
19			在住・在勤・在学		
20			在住・在勤・在学		

第 3 号様式

学校体育施設使用登録団体登録可否決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

船橋市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった学校体育施設使用の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 登録団体として登録します。
- 2 登録団体として登録しません。

理由

<使用に当たっての遵守事項>

- 1 許可を受けた体育施設を目的以外の用に使用しないこと。
- 2 使用後は、後始末、清掃を行い、使用前の状態に戻すこと。
- 3 火災予防その他の事故防止に万全を期すこと。
- 4 体育館は、午後 9 時には戸締まり及びアラームセットを完了すること。
- 5 決められた場所以外への車両の乗り入れはしないこと。
- 6 学校の敷地内では喫煙しないこと。

2 船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領

船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則（平成20年船橋市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(運営委員会の構成)

第2条 規則第5条に規定する運営委員会は、次に掲げるものの中から選出された5名以上の委員をもって構成する。

- (1) 開放校の教育職員
- (2) 開放校の保護者
- (3) 開放校の地域に属するスポーツ推進委員
- (4) 開放校の使用登録団体代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の役員)

第3条 運営委員会は、前条の規定により選出された委員の中から互選により次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
- 2 会長は、本会を代表して会務を掌理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 書記は、本会の庶務を行う。
 - 5 会計は、本会の経理を行う。

(役員名簿の提出)

第4条 運営委員会会長は、前条の規定により役員が決定した際は、速やかに役員名簿を教育委員会生涯スポーツ課に提出しなければならない。

(運営委員会の任務)

第5条 運営委員会の任務は、規則第5条第2項に定めるものの他、次に掲げる事項とする。

- (1) 使用団体に対する指導、連絡に関する事。
- (2) 実施状況報告書等に関する事。
- (3) その他会の運営に関する事。

(使用責任者)

第6条 規則第8条に規定する登録団体が体育施設を使用するときは、必ず使用責任者を常駐させなければならない。

- 2 使用責任者は、体育施設を使用するにあたり、施設の破損及び事故の防止に努めるため、最善の注意を払わなくてはならない。

(事故報告)

第7条 体育施設の使用時に事故が発生した場合、会長は、次に掲げる事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 事故発生状況及び原因
- (3) 負傷者の氏名、住所及び負傷の程度
- (4) 施設の損害の程度及び損害額
- (5) 事故発生後にとった処置
- (6) 施設の損害に対する補てんの状況及び補てんの見込み
- (7) その他必要な事項

(委託)

第8条 学校の体育施設開放の運営について、市は、当該開放校の運営委員会と委託契約を締結し、業務を委託する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

TEL : 047-436-2912 FAX : 047-436-2908

メールアドレス : supotsu@city.funabashi.lg.jp